

登記手続案内をご利用されるお客様へ

1 予約

登記に関する手続案内のご利用には、「**事前予約**」が必要です。

予約は、[インターネット](#)、電話又は窓口で受け付けています。予約がない場合には、ご利用できませんので、ご了承ください。また、登記の種類によっては、複数回の手続案内のご利用が必要となる場合もあります。

- ※ 手続案内をご利用される際には、登記申請を行う土地・建物や会社・法人の登記事項証明書、地図証明書等、現在の登記の内容が分かるものをご用意ください。
- ※ 登記申請書や添付書類を作成するお手伝いとなる行為はいたしかねます。

2 手続案内の利用時間

利用時間は**1回20分以内**です。

原則として、時間の延長はできません。

3 手続案内の方法

対面や電話（本局及び支局）又はウェブ（本局のみ）により行っています。

4 手続案内をご利用いただける方

ご利用は、申請のご本人（土地・建物の登記名義人やその相続人）、ご本人が来庁できないやむを得ない事情がある場合にはそのご家族等、並びに、登記名義人が会社・法人である場合にはその代表者（従業員を含みます。）又はその代理人に限ります。

- ※ ご本人でない場合には、ご本人との関係を証明する書類等を確認させていただく場合があります。

5 手続案内の内容

手続案内では、申請書の書式や書き方、申請に必要な書類等の一般的な説明のみを行います。

申請書類は、書式例等を参考にいただき、**申請人ご自身により作成していただくこととなります。**

- ※ 申請書や添付書類の書式は、[「法務局ホームページ」](#)（[不動産登記（土地・建物）](#)）、[商業・法人登記（会社・法人）](#)からダウンロードできます。

6 司法書士・土地家屋調査士への依頼

登記申請の代理又は申請書の作成については、司法書士や土地家屋調査士に依頼することができます。

7 手続案内をご利用される際の留意点

作成された登記申請書の審査は、登記申請書の受付後に登記官が行います。

手続案内の段階での事前審査はできませんのでご了承ください。

※ 司法書士や土地家屋調査士などの資格を持たない者が業として代理人となり、登記申請をした場合や法務局に提出する書類等を作成した場合には、刑罰が科されることがあります（司法書士法第73条第1項及び第78条第1項、土地家屋調査士法第68条第1項及び第73条第1項）。

8 予約先

手続案内のご予約は、**インターネット**、電話又は窓口でお申し込みください。
なお、**インターネットでのご予約**は、24時間受け付けています。

●電話・窓口での予約受付時間●

月曜～金曜（土曜・日曜・祝日・年末年始（12/29～1/3）を除く。）

午前8時30分～午後5時15分

【不動産登記】

法務局名	登記管轄区域	電話	インターネット
鳥取地方法務局 (本局)	鳥取市・岩美郡岩美町・ 八頭郡八頭町・若桜町・ 智頭町	0857-22-2293 平日 8:30～17:15	予約システム https://www.legal-ab.moj.go.jp/houmu-hihx-u/
倉吉支局	倉吉市・東伯郡三朝町・ 湯梨浜町・北栄町・琴浦 町	0858-22-4108 平日 8:30～17:15	※ 24時間受付可能 
米子支局	米子市、境港市・西伯郡 大山町・日吉津村・南部 町・伯耆町・日野郡日野 町・江府町・日南町	0859-22-6162 平日 8:30～17:15	

【商業・法人登記】

法務局名	登記管轄区域	電話	インターネット
鳥取地方法務局 (本局)	鳥取県全域	0857-22-2293 平日 8:30～17:15	予約システム https://www.legal-ab.moj.go.jp/houmu-hihx-u/ ※ 24時間受付可能 

9 その他

「法定相続情報証明制度」に係る手続案内の予約は、上記8 予約先【不動産登記】の法務局までお申し込みください。

鳥取地方法務局